

大阪茨木ドリームガールズ 規約

第1条（名称）

本チームは「大阪茨木ドリームガールズ」と称する。
本チームの事務所は、チーム代表者宅におく。

第2条（目的）

本チームは、大阪茨木ドリームガールズの選手が野球技術の向上だけでなく、野球を通じて健全な体力の育成と精神の養成、将来野球に限らず身体を動かすことが楽しく、スポーツに積極的に取り組める様になることを目指し、さらに女子野球選手の活躍の場の創出、女子野球の普及と発展、選手・保護者及び役員らなどの親睦を図ることを目的とする。

第3条（活動）

本チームは、第2条の目的の為、次に掲げた活動を行う。

1. 選手が茨木市スポーツ少年団（以下、「スポ少」という。）の各単位団に所属する小学生女子のみで構成されていることを尊重し、学校活動及び各単位団の活動を優先する。本チームの活動参加は任意とする。
2. 本チームの活動場所は、茨木市内のグラウンドとする。また、必要に応じ、その他のグラウンドで活動する場合がある。
3. 本チームの活動日は、原則として、スポ少野球部会が主催する大会の準決勝及び決勝戦が行われる日、並びに予備日とする。
4. 本チームは、JA 茨木市旗争奪少年軟式野球大会に出場するほか、女子チームが参加できる大会についてもスポ少野球部会及び選手所属団の承諾を得て出場することができる。
5. その他、本チームの目的達成に必要な活動を行う。

第4条（構成）

本チームは、小学校在学の3～6年生の女子選手とその保護者及び指導者等で構成する。

第5条（参加資格）

本チームへの参加資格者は、本チームの活動趣旨及び本規約に賛同するスポ少に登録している所属団及び保護者の同意が得られた小学校の3～6年の女子児童とする。

第6条（参加手続き）

本チームに参加を希望する者は、以下の手続きを完了しなければならない。

- 本チーム所定の参加申込書の提出
- 本チーム代表及び副代表による入団の承認

第7条（チームスタッフ）

本チームに次のチームスタッフを置く。

- 監督・・・指導方針及び試合運営における専権を持ち、コーチと共に選手を指導し、代表及び副代表によるチーム活動について最終判断の下、チームを指揮する。
- コーチ・・・監督を補佐し、選手を指導するとともに、選手の成長のため意見具申を行う。コーチ（29番又は28番）は監督が不在のときは監督代行を務める。
- マネージャー・・・監督、コーチを補佐し、安全で円滑なチームの運営に必要な活動を行う。

第8条（役員）

本チームに参加する選手の所属団及びスポ少野球部会役員から次の役員を置く。

参加する選手の所属団から1名以上が役員（代表及び副代表を除く）を務めなければならない。

代表（スポ少野球部会役員）	1名
副代表（同上）	3名
監督	1名
コーチ	複数名
会計	1名
庶務（マネージャー）	複数名

第9条（役員を選出）

本チームの役員選出方法は、チーム総会において選出（代表及び副代表を除く）する。

第10条（役員の任務）

役員の任務は次の各号のとおりとする。

- 代表は、本チームを代表し、会務を統括執行する。
- 副代表は、代表を補佐し会務を執行する。
- 監督は、代表及び副代表を補佐し会務を執行する。
- 監督及びコーチは、野球技術の指導にあたる。
- 会計は、スポ少野球部会会計部長と連携し、チームの会計に関することを執行する。
- 庶務は、チームの運営事務を執行する。

第11条（役員の任期）

役員の任期は、チーム総会からスポ少野球部会期末総会までとする。但し、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は、代表が委嘱し役員会に報告する。その場合の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

第12条（役員会）

役員会は、役員により構成し、必要に応じて代表が召集し、次の各号に掲げる事項を付議する。

- 本チーム運営に必要な事項の検討
- 総会に付議すべき事項
- 総会の決議した事項の執行に関する事
- その他、総会の決議した事項の執行に関する事

役員会の付議事項は出席者の過半数で承認されることとする。

第13条（総会）

総会は、役員、選手の保護者（父母は選手1名につき保護者1名で計算する）で構成し、年1回（原則として4月末までに）開催することとする。

総会は、役員会の決定により代表が召集する。

総会を招集するには、本チームの構成員に対して、会議の目的・内容及びそれに関する事項、日時・場所を明記して開催の2週間前までに通知する。

総会では、事業活動報告・会計報告・役員を選任・今後の活動方針・その他活動に関する重要な事項を審議する。

総会は出席者数に関わらず成立し、総会を構成する者が特段の意見なく欠席した場合は、付議事項について代表に一任したものとみなす。

総会の付議事項については、総会出席者の過半数で承認される。

第14条（会計年度）

本チームの会計年度は、毎年3月1日から2月末日までとする。

第15条（会計）

本チームの会計は、スポ少野球部会の予算をもってこれに充てる。

当該年度の運営費から支出できる経費は、概ね次の各号に掲げるとおりとする。

1. 各種大会等への参加費
2. 野球用具（本チーム利用のものに限る）等の消耗品又は備品購入費
3. 施設使用料（グラウンド施設使用料等）
4. 交通費（配車限定（乗り合い）時の高速料金、駐車料金（ガソリン代は除く）等）
5. その他、本チーム活動に必要な経費

第16条（禁止事項）

本チームの円滑、健全な運営を堅持するため次のとおり禁止事項を定め、違背・問題が生じた場合には役員会議に諮り、処分する。

1. 指導者としての不適当な言動、私生活。
2. 暴力団及び反社会的な政治・宗教団体等に属する会員の参加。（参加後、発覚の場合は除名）
3. 保護者から役員に対し運営、指導、選手起用に対する批判。
4. 保護者から練習及び試合時に、選手に対し直接の指導・罵倒。

5. 保護者から特別の事情を除き、直接役員に電話を入れる行為。(各所属団における連絡等を除く)
6. 保護者より役員に対し、個人的な接待、物品の提供。

第17条 (除名)

選手が卒団以外で退部するときは、保護者の承諾を得て代表及び監督に届け出ることをする。

役員及び選手父母が、第16条の規定に違反した場合は除名処分とする。

第18条 (安全管理)

本チームは選手の安全確保および健康の保持に努め、活動中の事故防止及び安全衛生確保のために必要な措置を講じる。

選手父母は、選手の身体に異常がある場合、速やかに所属団を通じて各ブロック長に報告すること。

役員は、常に選手の健康状態を把握して、チームの活動に支障のないように努めることとする。

第19条 (保険加入および事故への対応)

選手及び役員はスポーツ傷害保険に加入するものとする。なお、チームの活動中に選手及び役員に事故が発生した場合、全て自己責任(本チーム及び指導者等は一切過失責任を負わない)とし、保障についてはスポーツ安全協会傷害保険の定める範囲内とする。

選手・役員等においてチームの活動に起因する事故が発生した場合は、役員は被害者及び被害物件の応急処置を行なうこととし、役員はその事故における緊急対策会議を開催し、問題の円滑な解決及び再発防止の協議をする。

第20条 (規約の変更)

当規約の変更については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第21条 (解散)

本チームの活動を継続することが不能となった場合は解散する。解散する場合は、総会において出席者の過半数以上の同意を得なければならない。

附則

本規約は、2024(令和6)年4月1日より施行する。